

広島県告示第三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和六年一月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山陽堂薬局	東広島市西条町吉行二二一九番地一	令和五年二月一日
あけぼの薬局 廿日市店	廿日市市上平良三五八番地一	令和五年二月一日